

2018年6月13日

山中俊克博士学位（論文博士）審査報告

審査委員長 松原 康雄

標記の博士学位審査請求に関し、専門審査委員会では論文審査及び口述試験を行った結果、全員一致で合格と判定しましたので、ここにご報告します。

請求者氏名 山中 俊克

論文名 触法認知症高齢者に対するソーシャルワーク実践
— 包括的な精神医療ケアの実現を目指して —

Social Work Practice for the Elderly with Legal Encumbrances Due to
Dementia : A Call for the Development of Comprehensive Psychiatric Care

専門審査委員会委員長 松原 康雄（社会学部教授）

専門審査委員 岡本 多喜子（社会学部教授）

専門審査委員 八木原 律子（社会学部教授）

学外専門審査委員 福山 和女
(ルーテル学院大学名誉教授)

I 審査内容

1. 論文の構成

山中俊克氏の論文博士学位申請論文「触法認知症高齢者に対するソーシャルワーク実践—包括的な精神医療ケアの実現を目指して—」は、A4 版本文 160 頁と付録資料 140 頁の計 300 頁からなる論文であり、以下の目次に示すように、標準的な学術論文の形式に即しており、博士学位論文としての体裁が整えられている。

<目次>

序章

第1章 「触法認知症高齢者」に関連する先行研究

第2章 アメリカの医療制度

第3章 ハワイにおける高齢者精神医療のケア～認知症を中心に～

第4章 ハワイ州立病院における触法認知症高齢者へのケア

第5章 ハワイ州における触法高齢者ケアを取り巻く課題～専門職によるインタビュー結果の分析～

第6章 ハワイ州立病院高齢者病棟におけるソーシャルワーカーの役割と実践

第7章 本事例からみるソーシャルワーカーの役割についての考察

終章

2. 論文の評価

(1) 論文の概要

本論の概要は、以下の通りである。

序章

研究の背景として、我が国における高齢者の増加にあわせて、認知症高齢者も増加している。当事者・家族の生活支援は喫緊の課題である。とりわけ、触法認知症高齢者の支援については、多くの課題が残されている。実践報告・研究も数少ない。本論文では、触法認知症高齢者を対象とした支援の体制および方法の確立にむけて、ソーシャルワークの実践の方法について検討することを目的とする。そのために、筆者のハワイ州立大学病院での実践事例を1事例に集約し、客観的な評価を得ながら、各ステージでソーシャルワーカーの役割を整理する。また、この作業を通じて、日本における示唆も探った。

第1章 「触法認知症高齢者」に関連する先行研究

触法認知症高齢者（以下、触法高齢者とする。）に関連したアメリカ、イギリスでの先行研究は、ほとんどなく、また、多種多様の先行研究を網羅して、該当高齢者に対する影響要因として、精神疾患の診断、犯罪内容、訴訟能力、身体的疾患、司法における生活環境を取り上げ、触法高齢者が司法システムの中で、困難や限界に遭遇しているさまを描写し、当該高齢者に対する司法でのケアの必要性を浮き彫りにした。

日本での司法システムでの触法者に関する先行研究には、触法発達障害者が取り上げられ、彼らが困っていることについての研究がある。その影響要因としては、自閉スペクトラム：広汎性発達障害の特性からくる司法システムでの困難があり、自己制御の障害（原田 2017 : 275）だからこそ、支援のコツとして①認知の限界の理解が必要であり、地域生活支援センター、発達障害者支援センター、障害者就業生活支援センターとの連携、刑

務所の中での途方に暮れている人への支援であることの警報を出している（原田 2017：276-77）。

本論では、触法高齢者に焦点をあて、彼らに対する支援についての現状と課題を明確にすべく、まず、多種多様の先行研究を詳細にレビューしている。その結果、先行研究では、触法高齢者について、社会復帰と医療観察法との関わりから考察されている事実を示し、実刑判決を受けて、矯正施設から厚生施設に移行する段階での支援の必要性、特に生活支援での司法と福祉領域の「協働」が求められるとして、ソーシャルワーカーによる支援の重要性を説いている。

第2章 アメリカの医療制度

高齢者医療の現状に影響を及ぼしたと考えられる医療制度の概要を述べ、社会保障法を理解する上で、無保険者への対応、メディケアやメディケイドの公的医療保険、民間保険の活用での医療費の問題、及びマネジドケアの導入後の課題などから、地域で生活する高齢者への支援の課題が山積している現状を述べている。

第3章 ハワイにおける高齢者精神医療のケア～認知症を中心に～

高齢化が最も進んでいる州としての取組みに特徴がある。1) 公立(州立)病院に高齢者病棟を開設し、高齢者に特化したケアを提供した。2) アルツハイマー病と関連認知症(ADRD)の高齢者に対する長期介護施設の建設に伴う経済的な負担。3) 介護が非専門的ケアラーによって支えられてきた。このような状況のもと、認知高齢者による犯罪の増加、受刑高齢者の増加現象が見られたが、対応実態はあまりみられなかったことから、触法高齢者への支援対策が喫緊の課題となった。触法高齢者への支援体制は、経済保障の制度・施策や保険制度、高齢者人口の増加に伴う受刑者の増加、施設・設備の未整備などが多層にわたり、影響を及ぼしている実態を理解することができる。

第4章 ハワイ州立病院における触法認知症高齢者へのケア

公的病院における高齢者病棟の設置が果たした機能について概況を提示して示している。当該病棟でのケアの目的は、患者の身体的、情緒的、心理的な能力を最大限に引き出し、地域社会への再統合をめざした支援を、医療チーム(ソーシャルワーカー、チャプレンを含む14職種からの構成)の各職種が、ケア計画の目標に向けて、専門知識や技術を提供するものである。アメリカの司法制度に因れば、すべての人の裁判権を尊重し、明らかに認知症などの精神疾患を有し、犯罪に及んだ高齢者についても、検察の判断により起訴され、裁判において刑罰に関する判断を受ける。精神疾患のために刑事責任能力はないが、治療の対象と判断された場合、強制入院のために公立病院に移送される。医療チームの協働、医療施設の環境整備、ケアの専門家に向けた研修事業体制、治療プログラム、ケ

プログラムの整備と開発などについて、その実体を明らかにすることで、触法高齢者に対するケアの必要性とその意義について再考することが可能となった。

第5章 ハワイ州における触法高齢者ケアを取り巻く課題～専門職によるインタビュー結果の分析～

高齢者病棟の医療チームメンバーの実践から感じた課題を整理するために、インタビュー調査を行い、質的分析を行った。

分析結果として、実践課題は4つのカテゴリーから構成されている。1) 支援システムの課題（外来・入院ケアの格差：入院ケアの利点、入院施設の未整備：不足、退院時の連携困難、入所条件：生活資金不足、サービス受給資格の制限、入院期間の制限、啓発・推進活動の不足）、2) 高齢者の特性による支援の課題（精神疾患、行動問題の対応の難しさ、受け入れ施設・病院の消極的態度、権利擁護への対応）、3) 高齢者の犯罪者化の課題（司法における高齢者認知症の理解の欠如、司法プロセスの硬直支援化）、4) ソーシャルワークに関する課題（不明確な目標、役割認識の違い、ソーシャルワーカーに対する理解不足、合意の未形成、組織内のソーシャルワーカーへの圧力）。これらの課題は、現在、日本での高齢者だけでなく、すべての対象者へのソーシャルワーク支援が直面している課題と多くの類似性をもつ。

第6章 ハワイ州立病院高齢者病棟におけるソーシャルワーカーの役割と実践

州立病院のソーシャルワーカーの役割規程から、10個の役割を提示し、高齢者病棟でのソーシャルワーカーの役割を具体的に記した。1) 入院時の心理・社会的アセスメント、2) チームの一員として治療計画作成に加わる。3) 対象者への治療関係の形成：カウンセリングの実施、4) 対象者・家族の擁護、ニーズ充足のための適切なサービス紹介、5) 法的手続きなどの弁護、6) 退院時のサービス紹介や連携、7) 地域社会での関係機関の連携、8) 支援サービス提供者との地域連携、9) 実習トレーニング、10) ソーシャルワーカーの専門職性の向上など、多くを期待されているのが現状である。

高齢者病棟におけるソーシャルワーカーの役割については、事例検討を用いて、事例のプロセスに沿った6つの場面での専門職としてのソーシャルワーカーの役割について医療チームの各メンバーに説明を求めた。その説明内容を分析することから、実践者が抱える重要課題であり、なおかつ喫緊の課題像が見えてきた。

第7章 本事例からみるソーシャルワーカーの役割についての考察

ここでは、ソーシャルワーカーの8つの役割定義（Walker O'Keefe）とサブ役割、州立病院のソーシャルワーカーの役割、事例におけるソーシャルワーカーの役割を比較検討している（表7-8参照）。高齢者病棟でのソーシャルワーカーの役割は、ほとんど役割規程

に的確に準じたものであることを証明できたにもかかわらず、なおかつそこに多くの課題が存在することをまとめとした。

終章

ソーシャルワーカーが、触法高齢者の支援という実践を通して、ソーシャルワークの立場から、その役割や意義について考察した、触法高齢者の特徴を考慮したソーシャルワークの特徴や課題が、他の障害者、地域住民への一般のソーシャルワーカーの支援での役割とほぼ一致していることを理解した。これからのソーシャルワーク支援の展開に不可欠なソーシャルワーカーのロールセットが明らかになった。

(2) 論文の独自性と意義

本論文は、全8章から構成されたソーシャルワーク実践の理論化を試みた力作である。

触法認知症高齢者支援における触法という言葉は、有責性を前提としていないと考えられている現状(原田2017:274)であるが、本論では、触法を、犯罪を含むものとして論じている点が特徴である。高齢者の犯罪が増加していることに着目し、ソーシャルワークの役割が必要不可欠として、支援のあり方を学術的に研究した点は評価できる。

アメリカ、ハワイ州を例に精神科ソーシャルワーカーによる支援の意義を問い、ソーシャルワーク支援の必要性を、またその中で果たしうるソーシャルワーカーの役割について、論者の実践を分析し、評価することから導き出した点は非常に独自性がある。特に論者のハワイ州での実践に、他者評価を加えて客観性を持たせる方法は、独自の研究スタイルと思われる。

アメリカにおけるソーシャルワーク支援体制での論者の実践を詳細に分析し、その実践に関して担当ソーシャルワーカーたちが提示した課題を抽出し、それらの課題の分析から、ソーシャルワーク支援のありかたの枠組みを提示した。この枠組みは、触法高齢者への支援体制を導入した初期段階にある、わが国の支援体制が今後さらに発展する上で十分な示唆を与えてくれるものと考えられる。

(3) 論文の課題

我が国の司法分野におけるソーシャルワークの位置づけは、司法の中の要員として配置されているにすぎず、司法福祉としての位置づけからは遠い存在である。司法に福祉の視点を持ち込む方策として、論者の実践は貴重な資料になると思われるが、精神科病院から施設への移行支援に止まらない具体的な実践方法が述べられているとさらに効果的だったと思われる。

また、アメリカの医療制度や、医療ソーシャルワーカー(Medical Social Worker)の位置づけ等、セッティングの違いがあること、さらに実践が展開された時期と現在の隔たり

を考慮すると、我が国への示唆に関する論述はもう少し慎重であったほうがよかったと思われる。また、用語の使用や定義に厳密性が欠ける部分が散見された。

(4) 結論

以上、本論文は、いくつかの課題を残しつつも、論文博士のレベルに達していると考えられる。

II 審査結果

中山俊克氏から2017年2月22日に博士論文計画書（論文博士）が提出され、2017年4月5日の社会福祉学専攻会議で、博士論文の審査申請を受け付けることが承認された。2017年7月12日付で、同氏より博士学位論文審査願一式および論文・要旨等が提出され、7月18日に学長より社会学研究科委員長宛に同氏の論文審査付託の文書が着便した。2017年11月8日の社会学研究科委員会で、予備審査委員会の委員として松原康雄（主査）、岡本多喜子（副査）、八木原律子（副査）、福山和女（外部委員）の4名が承認された。2017年11月30日に予備審査委員会が開催され、専門審査委員会を設置することが妥当であるとの結論に達し、12月13日の社会学研究科委員会で専門審査委員会の設置が決定された。なお、専門審査委員会の委員は、予備審査委員会の委員である、上記の4名とすることが承認された。

「専門審査委員会は、委員会設置から6ヶ月以内に論文審査を完了し、その結果を文書をもって研究科委員会に報告する」（社会学研究科博士学位申請審査に関する内規、第6条）とされており、この間、専門審査委員会は、山中俊克氏に対して論文の修正の指導を行った。その上で、専門審査委員会の各委員は、それらの修正が妥当なものであることを確認し、それを受けて、2018年6月6日に最終試験（公開口述試験）を実施した。

さらに、この最終試験を踏まえて、審査委員の全員一致で山中俊克氏の博士学位請求論文の合格を決定し、2018年6月13日の大学院社会学研究科委員会に報告を行い、可否を審議し、投票を行った結果、合格が承認された。

以上